

# 地域再生計画

## 1. 地域再生計画の名称

安全・安心な暮らしを創造する地域再生計画

## 2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県 宮崎県東臼杵郡椎葉村

## 3. 地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域

## 4. 地域再生計画の目標

本村は宮崎県の北西、九州山脈の中央部に位置し、総面積 536.20 km<sup>2</sup>と広大ではあるものの、96%が峻険な山林原野で占められている。このことから、林業を中心とした産業振興が展開されてきたが、近年は林業の構造的な不況とも相まって、花きや高冷地野菜の生産が増加傾向にある。さらに、九州中央山地国定公園の雄大な自然をはじめ、平家伝説及び民俗学発祥の地と呼ばれる所以ともなった狩猟、焼畑等の民俗文化、あるいは重要無形文化財にも指定されている神楽等の多くの観光資源を有することから、旅館業を中心とするサービス業の生産額が緩やかに増加傾向にある。

生活環境の観点からみると、第一に交通アクセスが極めて劣悪であり、主要幹線道の国道 265 号、327 号、388 号及び県道 142 号についても、部分的な改良にとどまっている。また、公共交通機関である路線バスも一日 2 ~ 4 回程度の運行となっている。村内の主要施設と点在する集落は、村道と林道により結ばれており、村道は、平成 14 年度末現在で、416 路線 432,550m であるが舗装率 51.9%、改良率 3.1%の状態である。林道についても、平成 15 年度末で 36 路線、総延長 248,611 m であり、施業や木材搬出に寄与するだけでなく、集落間の連絡や緊急時の代替ルートとしても位置づけられているが、大部分が未舗装である。

また、安全で安心な暮らしを提供する医療分野については、国民健康保険病院と公設民営の歯科診療所を有する。国民健康保険病院については、初期救急医療施設（救急告示病院）として位置づけられているが、医師数が不足しているため、救急患者が発生したほとんどのケースにおいて、他市町の二次・三次救急医療施設へ救急搬送している。また、患者の生存率については搬送時間が大きく左右するが、交通アクセスが劣悪であるため、救急車だけの搬送については限界があり、ヘリによる搬送も行っている現状である。

さらに、携帯電話等の移動通信機器は、現代生活において必要不可欠な情報ツールであり、また緊急時の効果的な通信手段であるが、通信が不可能な地域が多く住民や観光客の不安要素ともなっている。

以上のことから、本計画においては、地域の「活力」を高めるためには、生活の基礎となる安全で安心な暮らしが確保されていることが前提となることに着目し、以下のとおり推進する。

### (1) 交通網の整備

地域の産業や福祉の向上を図るためには、国県道、村道、林道等の既存の道路を

有機的に連携した、総合的な交通網の整備が不可欠である。

市町村道については、地域の孤立化を防止し、定住を促進するために安全で信頼性の高い交通アクセスの確保が極めて重要であることから、改良を中心に効果的な整備に努める。

林道については、効率的な施業や木材搬出等に係るコスト低減を図る観点から、既計画路線の開設事業継続を図る。また、既存の林道の中には、点在する集落から主要な施設までのアクセス道、あるいは代替ルートとして位置づけられている路線もあることから、舗装を中心とした整備に努める。

国県道については、「基礎的な都市的サービスを有する生活圈域の中心都市」への移動や村外からの交流人口増加を図る観光振興の重要な要素であることから、国・県との連携を図り、早期の全線改良を目指す。

特に平成 16 年度に、九州地方整備局、九州農政局、宮崎県、椎葉村、関係大学等一体となって救急搬送系統に関する検討を行っており、なかでも迅速かつ確実な救急医療搬送系統を確立するためには、覚知から初期救急医療施設、あるいは二次、三次救急医療施設への収容時間の短縮を図ることが極めて重要であるとの報告がなされた。また本村においては、国県道や村道、林道等が連携されて集落へアクセスしていることから、系統的な交通網の整備を図る。

## (2) 医療体制の整備

本村の高齢化率は、平成 16 年度で 33.8%と高く平成 23 年には 40%に近づく状況が予想されている。また、急峻な地域での作業に従事するケースが多く、特に救急医療体制の整備が急務である。

現在、国民健康保険病院で委託により実施している、搬送業務については対応の迅速化を図るため、特に夜間及び休日等の体制を確立する。

また、国民健康保険病院は、初期救急医療であり、的確な初期診療が求められており医療スタッフの充実や技術の向上を目指す。さらに、潜在的な患者の把握、減少を目指し、巡回診療等の診療、保健業務の充実を図る。

次に、国民健康保険病院での覚知から現場となる各集落までの所要時間は、70%以上が 20 分以上、集落によっては 50 分以上を要しているため、前述の交通網の整備により所要時間短縮を図る。また、救急患者発生のほとんどのケースにおいて実施している、他市町の二次・三次救急医療施設への搬送については、防災ヘリを利用するなど、一層の収容時間の短縮を目指すこととし、学校グラウンド等のヘリポートとしての利活用も図る。

さらに、広大な面積を有する本村においては、圏域を越えた救急体制の整備も必要であるため、広域的な連携の確立を目指す。

## (3) 情報通信施設の整備

緊急時における携帯電話等の移動通信機器は、極めて有効な通信手段であるが、本村においては、広大な面積を有するうえ山間地であるため、通信不能のエリアが多数存在する。このことから、鉄塔施設整備を喫緊の課題として居住地域全域での通信エリア化を目指す。

また、平成 16 年度の台風災害時においては、電力供給停止から携帯電話の利用も不可能となった教訓も踏まえ、各地域への衛星携帯電話の配備を行う。さらに、災害を想定して村内のアマチュア無線愛好家による通信ネットワークを整備する。

## (目標1) 迅速かつ確実な救急搬送系統の確立(村内平均)

- ( 覚知から椎葉村国民健康保険病院収容までの所要時間 10分以上短縮 )
- ( 覚知から二次救急医療施設収容までの所要時間 20分以上短縮 )
- ( 覚知から三次救急医療施設収容までの所要時間 50分以上短縮 )
  
- ( 救急搬送に係る死亡率の低下 2.3% 1.4%に縮減 )

## (目標2) 通信網の整備拡充

- ( 居住地域での携帯電話通信エリア率 100% )
- ( 衛星携帯電話の村内自治公民館への配備 0台 10台に増加 )
- ( アマチュア無線愛好家による通信協力会の設立 協力者 50名 )

## 5 目標を達成するために行う事業

### (5-1) 全体の概要

本村の周辺集落と中心部の拠点施設は、国県道を幹線として村道、林道が混在する形態で連絡されている。このため、いずれもが恒常的に利用されているが、安全な通行が確保されていない区間も多々見受けられる。さらに、急峻な地形であるが故に気象災害等も頻発しており、孤立化する集落もある。また、一般的な情報ツールである携帯電話についても居住地域を完全にカバーしていない状況にある。さらに、高齢化率が33%を超える現状では、保健事業、及び医療体制の充実が喫緊の課題である。

このため、安全・安心な暮らしを創造する地域再生計画の目標を達成するため以下の事業を総合的かつ一体的に実施する。

交通網の整備については、道路法に基づき認定された村道(昭和50年3月12日~平成16年9月14日認定)及び森林法に基づき認定された耳川地域森林計画(平成16年12月24日変更認定)に定める林道の改良及び舗装を実施し、安全な通行を確保するだけでなく、救急医療業務が発生した場合の、覚知から国民健康保険病院収容までの所要時間の短縮、及び災害時の孤立化を防止する代替ルートを確保するため、特に必要が認められる集落への系統的な道路整備を図る。情報通信施設の整備については、居住地域における携帯電話の完全通信エリア化を目指すとともに、衛星携帯電話の配備、アマチュア無線愛好家による通信協力会を設立するなど、あらゆる事態での通信途絶状態の解消を図る。さらに、地域住民、特に高齢者が安心して暮らせるむらづくりを推進するために、潜在的な救急患者を生まないための、健康診断業務及び保健指導業務の強化を図る。また、信頼される医療体制の確立のためには、診療施設の充実はもちろんのこと、住民を長期間に渡って診療できる定着医の確保を目指す。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業  
道整備交付金を活用する事業

[ 施設の種類 (事業区域)、実施主体 ]

- ・村道 (宮崎県東臼杵郡椎葉村) 宮崎県東臼杵郡椎葉村
- ・林道 (宮崎県東臼杵郡椎葉村) 宮崎県東臼杵郡椎葉村

[ 事業期間 ]

- ・村道 (平成18～21年度)、林道 (平成17～21年度)

[ 整備量及び事業費 ]

- ・整備量 村道 7.0 km、林道 3.938 km
  
- ・総事業費 3億7千万円
  - 村道 2億4千万円 (うち交付金 1億2千万円)
  - 林道 1億3千万円 (うち交付金 6千5百万円)

(5-3) その他の事業 (支援措置によらない独自の事業)

地域再生法に基づく特別の措置を活用するほか、「安全・安心な暮らしを創造する」ため、村独自に以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

通信網の整備拡充

情報通信格差是正事業等により、移動通信用鉄塔施設の建設を行うことを目指す。また、通信の途絶を回避するため村内自治公民館へ衛星携帯電話を配備する。さらに、非常時における広範囲での通信体制を確保するため、アマチュア無線愛好家による通信協力会を設立する。

保健予防活動及び医療体制の充実

高齢化率が30%を超える状況にあることから、必要数を充足する保健士、介護ヘルパーの確保を図る。また、保健、医療の核となる国民健康保険病院の体制については、喫緊の課題である定着医の確保を目指す。

6. 計画期間

平成17年度～平成21年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標達成に係る事業評価については、各年度毎に、指標値を計上してあるものについては、その実績により評価する。また、指標化されていない目標部分については、行政機関及び住民からなる地域再生計画推進会議を開催し、達成状況及び改善点等について、総合的に評価、検討する。また、いずれの評価結果についても、情報公開条例に基づき、公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし